

①現代社会の教科書を参考に課題プリント P.3～P.6 のテーマ 6、7 に取り組む。

②資料集の P.170～P.171 を参考に「日本の民主主義をめぐる考え方について」あなたの意見を述べなさい。字数は 200 字程度

次のページ以降に前回の解答を示す。各自、答え合わせをしておくこと。

72 期 1 年 現代社会 夏季休暇中の課題プリント

<議院内閣制>

- 行政権は内閣に帰属する。(第 65 条)
- 内閣は国会の[23 信任]に基づいて成立する=[24 議院内閣]制
内閣は国会に対して連帯して責任を負う(第 66 条)
- 具体的には、内閣総理大臣は[25 国会議員]のなかから国会の議決により指名。
その他の国務大臣の[26 過半数]は国会議員でなければならない。
- 衆議院の内閣不信任決議に対しては、内閣は[27 総辞職]または衆議院を[28 解散]する(第 69 条)【※5】
【※5】内閣不信任決議がおこなわれ、内閣が衆議院の解散を選んだ場合、総選挙がおこなわれる。
新しい国会議員が決まり、国会が召集されると、内閣は総辞職し、改めて首相が指名される。(第 70 条)

<内閣の権限>

- 行政権の範囲は広く、国政全般に及ぶ ⇒ 2001 年、1 月から[29 1]府[30 12]省庁に再編。
[31 内閣府]は他省庁より一段格上、行政各部の統一のための総合調整をおこなう。
- 高度に専門的、または政治的中立が必要な分野については[32 行政委員会]が担当する。【※6】
【※6】空欄 32 には、国家公安委員会、公正取引委員会、中央労働委員会などがある。
- 内閣の権限 行政権、(第 65 条)、[33 外交関係]関係の処理(第 73 条 2 項)、
条約の[34 締結](第 73 条 3 項)、予算の作成(第 73 条 5 項)、
[35 政令]【※7】の制定(第 73 条 6 項)、天皇の国事行為への助言と承認(第 3 条、第 7 条)、
最高裁判所長官指名(第 6 条 2 項) など 【※7】空欄 35 は、内閣の制定する命令。法律を実施するための詳細などが規定される。
- 内閣総理大臣の権限 [36 国務大臣]の任免(第 68 条)、行政各部の指揮監督(第 72 条)、
(法律上の権限) [37 閣議]の主宰(内閣法第 4 条 2 項)、自衛隊の防衛出動の命令(自衛隊法第 76 条) など

<行政権優位と官僚支配>

- 国家の役割が増大し、行政権が肥大化
- 官僚が実質的に政治権力を握る… [38 官僚支配] (官主導社会)

<官主導社会の転換>

- 官主導社会を転換し、行政の透明性を確保＝日本の重要な課題
- [39 オンブズ・パーソン(行政監察官)]：行政機関の監視と市民からの申立て処理
- [40 行政手続]法(1993 年)、[41 情報公開]法(1999 年)制定：行政の過程を透明化
- 2009 年の政権交代後 ⇒ 政治家の指導力発揮のための制度へ変更。
官僚の「天下り」制限などの改革、国家公務員倫理法、国家公務員制度改革基本法

問題演習 (要点把握のために)

問 日本国憲法の次の各条文の[]に適切な語句または数字を答えなさい。

【第 41 条】[① 国会]は、国権の[② 最高機関]であって、国の唯一の立法機関である。

【第 66 条 2 項】内閣総理大臣その他の国務大臣は、[③ 文民]でなければならない。

【第 66 条 3 項】内閣は、[④ 行政]権の行使について、[⑤ 内閣]に対し連帯して[⑥ 責任]を負ふ。

【第 69 条】内閣は、[⑦ 衆議]院で[⑧ 不信任]の決議案を可決し、又は信任の決議案を[⑨ 否決]したときは、
[⑩ 10]日以内に[⑪ 衆議]院が[⑫ 解散]されない限り、[⑬ 総辞職]をしなければならない。

72期 1年 現代社会 夏季休暇中の課題プリント

⑤ 政治機構と国民生活 教科書 P.129～134

<国会の地位と役割>

1. 国の政治のあり方を国民が決める = [1 国民主権]
具体的には [2 間接民主制] 制を採用・・・直接民主制は物理的に不可能
2. 国民の代表者で構成される国会は、「国権の [3 最高機関]」であり「国の唯一の [4 立法機関]」(第41条)
*三権分立の原則を踏まえつつ、国会優位のシステムをとる

<国会の構成>

1. 国会は [5 衆議院] と [6 参議院] により構成されている = [7 二院] 制
⇒ 異なる顔ぶれ、雰囲気のため、二度慎重に審議する
2. 国民の代表者である国会議員の特権
 - (1) 会期中は逮捕されない [8 不逮捕特権] (第50条) ※現行犯など例外あり
 - (2) 議院での演説・討論・表決について院外での [9 免責特権] (第51条)

3. 衆議院と参議院が異なる議決をした場合

- ⇒ [10 両院協議会] の開催 [※2] や、衆議院の出席議員 3分の2以上の再可決などで議決するが、
- | | | |
|---|---|---------------------------------|
| <p>[11 法律案] の議決 (59条2項)、</p> <p>[12 予算案] の議決 [※3] (60条2項)</p> <p>[13 条約] の承認 (第61条)</p> <p>内閣総理大臣の [14 指名] (第67条2項)</p> | } | では、[15 衆議院] の優越 [※3] が認められている。 |
|---|---|---------------------------------|

【※1】法律案の議決が衆参両院で異なった場合の空欄①の開催は必須ではない。予算、条約、首相指名には必須である。

【※2】予算は衆議院に先に提出される。これを衆議院の予算先議権という。

【※3】空欄15の優越の理由は、任期が短く、解散があり、選挙区が小さいことにより、主権者国民より近いからである。

<国会の権限>

立法に関して	[11]の議決 (第59条)、 [13]の承認 (第61条)、 [16 憲法改正]の発議 (第96条)
行政府に関して	内閣総理大臣の [17 指名] 権 (第67条)、 [18 内閣不信任] 決議権 (衆議院のみ) (第69条) 予算の議決権 (60条) [19 国政調査] 権 (第62条)
司法府に対して	[20 弾劾] 裁判所の設置 (第64条) ・・・両院7名の議員で構成

<国会の審議>

1. 委員会制度: 常設の [21 常任委員会] [※4] と特別委員会からなり、本会議は委員会の審議結果の報告をもとに議決する。
↑効率的で専門的観点からの審議を期待
【※4】議員は原則として少なくともどれか一つの常任委員となる。常任委員会のうち、予算関連であらゆる事項を質問・審議でき、国政調査権に基づく証人喚問もおこなわれる予算委員会がいわゆる「花形」委員会である。
2. [22 党議拘束] : 「議員の採決や発言は所属政党の決定に基づいて行われるべき」と議員活動を拘束すること